区のお知らせ

足立区
足立区千住一丁目50
☎（882）1111
編集・発行／足立区役所
第二庁舎（889）6161

基本構想特集号

基本構想策定に際して

区と区民一体で望ましいまちづくり

足立区長　**長谷川久勇**

足立区では、昨年来、まちづくりの憲法ともいわれる基本構想策定の準備を進めてまいりましたが、その成果を昭和53年第4回区議会定例会に提案し、昨年12月8日、区議会の議決を経て「足立区基本構想」を策定いたしました。

この基本構想は、急激な都市化の中で解決しなければならない多くの問題を抱えている足立区の現状を的確に把握し、21世紀をめざして、区と区民が一体となって望ましい足立区の建設に邁進するための指針となるものです。

もちろんこの基本構想実現のためには、財政上の制約など多くの困難が予想されますが、ひとつひとつその障害をとり除き、一歩一歩着実に前進をしてまいりたいと考えております。

本年は、この構想を受けて、区民のみなさまのご意見、ご要望等その意思を充分に反映しながら、目標達成のための計画づくりに取り組みたいと存じます。

区民のみなさまをはじめ、関係機関におかれましても構想の内容を十分にご理解のうえ、積極的な参加、ご協力をお願いいたします。

わたしたちのまち足立
21世紀にむけて

わたしたちのまち、足立区の将来像はどうあるべきか……21世紀の足立区のあるべき姿を定めた「足立区基本構想」がまとまりました。

これは「足立区基本構想審議会」をはじめ、多くの区民のみなさんのご協力と貴重なご意見をもとに策定したものであり、まさに、区民参加の「構想」と申せましょう。

これからの区の施策や施設整備は、この基本構想の目標にそって実施されていくことになります。

今回は、足立区のまちづくりの指針となるべき「足立区基本構想」の概要をお知らせいたします。

こんな将来像をめざしています

- ●首都の生活をささえる　自立するまち
- ●緑と水の豊かな　潤いのあるまち
- ●連帯して築く　心のふれあいの豊かなまち
- ●健康と安全が保障され　安心して住めるまち
- ●交通施設のととのった　便利なまち
- ●歴史や風土を愛し　豊かな教育が保障され　文化の創造できるまち

基本構想策定の前提

■人　口

区内を13のブロックに分け、それぞれの地域特性を考慮し、計画的な市街地開発、再開発など、快適で安全な区民生活を営めるよう配慮し、足立区の望ましい人口規模を七〇万人と想定しました。

ブロック別将来人口予測図

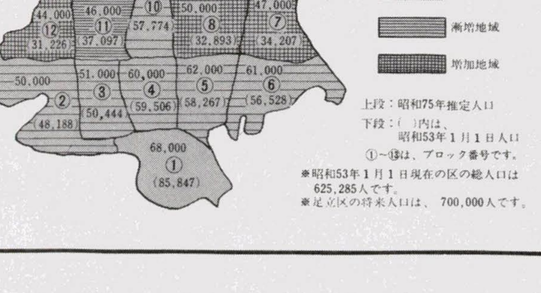

上段：昭和75年推定人口
下段：（　）内は、昭和53年1月1日人口
①～⑬は、ブロック番号です。

※昭和53年1月1日現在の区の総人口は625,285人です。
※足立区の将来人口は、700,000人です。

■所　得

足立区の一人あたりの所得は昭和51年は五十五万八千円で全国平均の五十三万一千円を5・1%上回っているが、東京都区部の平均七十五万九千円に比較すると約四分の三となり、特別区の中での最低となっています。

しかし、足立区の一人あたり所得の伸び率は、ここ数年の特別区の平均伸び率を上回っており、その格差は将来漸次縮少すると思われます。

そこで、将来における区民一人あたり所得の目標を、23区平均に設定しました。

■産　業

産業別昼間就業者数の推計

年	50		75	
区　分	就業者数	構成比	就業者数	構成比
農　　業	1,983人	0.8%	1,000人	0.4%
工　　業	82,463	35.4	75,000	27.6
商　　業	55,535	23.9	77,000	28.3
サービス業	32,751	14.1	44,000	16.2
その他	60,099	25.8	75,000	27.5
計	232,831	100	272,000	100

（注）1．昭和50年は国勢調査による。
2．商業とは卸売業・小売業・飲食店をさす。
3．その他とは金融保険業・運輸通信業・電気ガス・水道供給業・建設業・教育・公務員等をさす。

施策の大綱

将来像を実現するために

1 首都の生活をささえる自立するまち

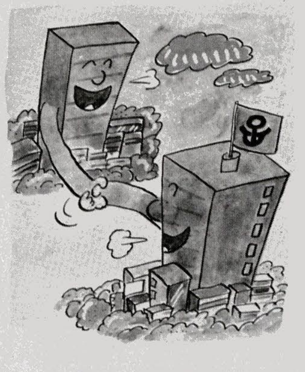

友好都市と手をつなぎ、交流をはかります。

(1)区の自治権の拡充

足立区は、昭和五十年の特別区制度の改正によって、基礎的自治体としての権限が強化されましたが充分とはいえません。身近かな政府としての役割をはたし、真に区民の生活を守っていくため、国や都に対して自治権の拡充・強化を強力に求め、基礎的自治体としての地位の確保、行政執行の基礎となる財政自主権の確立をはかります。

(2)区民自治の原則

地方自治の原点は、区民が自らのまちは自らがつくる、という認識をもってたがいに協力しあい連帯しあうところにはじまります。このため、すべての区民が積極的に区政に参加できる、区民に開かれた体制をととのえるとともに、区民意識の高揚をはかり、区民参加の保障と区民自治の原則に基づく、足立区の建設を推進します。

(3)広域的行政の展開

地下鉄などの交通網の整備や河川の浄化、下水道の整備、防災対策など、区の領域や権限をこえる広域的な問題、あるいは隣接する自治体と共通する問題について、関係自治体と絶えず連携を保ち、共同して問題の解決にあたります。

また、公団・公社等の公的機関や民間の企業、団体などにも区民生活をとりまく困難な状況を解決するための協力が得られるよう、積極的な働きかけをいたします。さらに、「姉妹都市」、「友好都市」等の都市提携や民間の知識や資本の活用なども積極的に行ないます。

(4)魅力ある中心市街地の形成と地元商業の育成

かって、東京北部の商業地として中心的な役割をはたしてきた北千住地区は、埼玉・千葉両県の人口増加に伴う、草加、松戸、柏などの商業集積の増大、あるいは日比谷線、千代田線の開通に伴う銀座、日本橋、上野に至る交通条件の改善とともに、その商業地としての地盤が相対的に沈下してきております。

また、区内に形成されつつある竹の塚などの商業施設も未だ区内の需要を充分には吸収し得ない状況にあります。

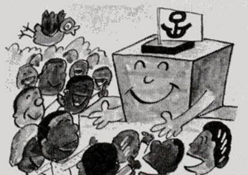

区政の主役は区民です。あなたも参加を……

足立区商業は、都心部と埼玉・千葉両県の商業集積のはざまに存在し、伸び悩みの状況にあるといえるでしょう。

このため、区外に流出している購買力が区内に滞留するよう、娯楽、飲食、公共施設などがととのい、快適な行動が確保され、楽しみながら買物のできる商業空間の形成をはかり、同時に幅の広い商品構成をもった魅力ある中心商店街の建設を促進します。

地元商業の育成には、その対象の圧倒的な部分が零細企業で、経営基盤が脆弱であるため、基盤強化のための経営の合理化・近代化をすすめるとともに、区民が区内で消費できるよう、消費者サービスの向上をはかります。

(5)地場産業の育成と都市型工業への転換

近時の足立区の工業構造の推移をみると、業種については、木材・木製品製造業や鉄鋼業などの河川に立地した工業が減少し、皮革製品製造業、衣服製造業、プラスチック製品製造業等の消費地に立地する工業が増加してきており、規模については、大・中工場が減少し、小零細工業が増加しています。

このように、足立区の工業構造は、大都市周辺地区型の工業から大都市中心地区型の工業に変化しています。そこで今後は、こうした方向を助長しながら、都市環境と調和ができ、職住近接のはかれる地場産業を主に、中小企業重視の都市型工業の育成をはかっていきます

(6)農業振興と農地の環境保全機能としての活用

食糧自給率の引き上げがさけばれている今日、区内の農業は市街地化の大きな波に押し流され、まさに没しようとしています。市街地に分断された農地は水利を失い、土壌も汚染されてきています。しかし、このような市街地に囲まれた農地でも、農産物供給の役割と、都市内の貴重な空地・緑地あるいは、子どもたちの生きた教材としての機能をはたしています。

そこで、都市内での環境保全機能として、また、苗木・花卉栽培など緑の生産地、野菜などの生鮮食品の供給地として多角的な役割をはたすために、農業経営の改善や農地保護のための施策を充実していきます。

2 緑と水の豊かな潤いのあるまち

緑の豊かな雑木林公園

(1)失なわれた水面の回復と魅力ある公園の整備

樹木・樹林や草地や水辺は、都市環境上また、人間生活のうえでも不可欠なものです。失なわれた自然環境をとりもどし、豊かで潤いのある都市環境をつくるため、釣のできる水辺や野鳥のさえずる林、ピクニックのできる広場など特色のある楽しい公園を整備いたします。

また、区内を縦横に走っている水路も下水道事業の進捗等によって、その機能を閉じることになりますが、これを公園や水遊びのできる施設などに有効に活用していきます。

現在、整備の進められている都立舎人公園は、六十八ヘクタールという大きな規模をもっており、区民の広範な希望をとり入れた魅力あるものにしていく必要があります。さらに、区立以外の公園の整備に少ない当区としては、国や都に公園の整備を積極的に求め、広く都民のための緑と水の一大供給地をめざしていきます。

水遊びができる親水公園

(2)荒川河川敷の総合的利用

田園風景を展開していた荒川河川敷は、トンボとりやさかな釣り、花火大会、さらに古くは区営の水泳場等々、今は無い四本煙突とともに足立区のシンボルでもありました。そして今日でも渡り鳥が飛来し、若者達の球音が響き、子ども達には広大な原っぱを提供しています。

この河川敷は、足立区に残された二百ヘクタールに及ぶ広大な空間です。この空間を、自然環境やレクリェーション、防災、観光などに多角的に利用し、区民の潤いと身近かな余暇利用の空間として活用していきます。

(3)毛長川・綾瀬川・垳川・花畑川等の環境保全とレクリェーション地としての利用

生活や産業活動にとって、川は不可欠なものです。区内の中・小河川は水運や農業用水路として人々の生活に密着していました。現在も往時の面影を毛長川や垳川にみることができます。

しかし、現在これらの河川には工場排水や家庭排水が流れこみ、河川としての自然環境は著しく破壊されています。

本来、これらの河川は自然環境の豊かな場所であり、また、レクリェーションの場所として、区民に潤を与えてくれるべきものです。

そこで、流域の自治体と力を合わせ、失なわれた自然環境の早急な回復をはかっていきます。

(4)まちに四季の花と緑の確保　体系的な緑地空間の形成

かつては、まちのそこここや、お寺の境内、農家の庭先等の花や木々の自然から、季節のうつろいを感じたものですが、都市化による家屋の密集、高層化などによって、潤や、情緒のとぼしいまちの連たんになっています。

都市における緑地は、大気浄化・気象緩和・無秩序な市街化の防止、公害や災害の防止、さらにまちの美観や自然観察の場として実に大きな、また、多様な役割をはたしています。

そこで、段階的な公園・緑地の整備、並木道や緑道の整備をすすめ、緑のネットワーク化をはかります。また、住いのまわりやまちかどに花や緑を増していく施策など、幅広い対応をしていきます。

(5)未利用地の利用や防火・防災空間としての墓地公園構想

未利用用地の有効活用や人口の増加抑制、防火・防災空間の確保など多様な目的と「ふるさとづくり」の一環から、都市環境や地域景観とマッチする近代的墓地公園の造成を検討していきます。

また墓地公園への併設等区民斎場の建設も検討します。

3 連帯して築く、心のふれあいの豊かなまち

(1)定住化をはかる住宅対策

区民が自ら居住するまちに愛着をもち、まちづくりに対する関心、参加意識、さらには責任がもてるようになるためには、そのまちに定住する意思が必須の条件で、住宅の質〝一世帯一住宅・人一室〟を確保するとともに、住宅をとりまく環境を整える必要があります。このため、世帯の構成に応じた住宅の整備や、公園・広場など生活に関連する公共・公益施設など住環境の整備をはかります。住宅の質の向上には、民間の自力建設への援助や不燃化の促進などに区独自の融資制度を導入するなどの検討をします。都・住宅公団・住宅供給公社などの集合住宅の建設や建替えにあたっては、近隣との調和が保たれ、定住化が促進されるものとするとともに、周辺地区を含めた環境の整備をはかります。また混在過密地区等の解消策として区営住宅の建設や住環境モデル事業などの推進も強力にすすめていきます。

(2)地域社会の連帯とコミュニティ形成

人間性の回復をめざし、心のふれあいのあるまちを実現するために、現代社会で失われつつある住民相互の連帯を深め、住民自らが自主性と主体性をもち、責任を自覚し、まちづくりのために行動できる地域社会（コミュニティ）の形成が必要とされます。

区は、地域社会（コミュニティ）形成に対する援助の中心を施設の整備におき、区民の自主的な活動や連帯の場の確保につとめます。また必要に応じて育成指導等に対する援助を行なうとともに、コミュニティ対策に対応する行政組織の整備をはかります。

(3)生活物資、エネルギーの安定供給と消費者の保護

最近における諸物価の高騰や、商品の不当表示、欠陥商品や有害な食品・食器などの氾濫は、消費者の日常生活をおびやかし、健康にたいする不安感さえいだかせています。

消費者が、安全で良質な生活物資を適正な価格で、必要に応じて購入できるようにするためには、消費者自らがかしこくなるとともに、流通機構の改善が必要です。北部流通業務団地（流通センター）や卸売センターなど大規模な、大口流通システムについては、技術的にも経済的にも改善がされてきていますが、末端における小口流通システムの改善は、いまだみるべき改善が行なわれていません。そこで、こうした問題について地道な努力を継続させていくとともに生活物資に関する情報の収集や提供、消費者相談、消費者教育、共同仕入や産直などの事業を推進します。

さらに、都市生活にとって必要不可欠な物資として、電気、ガス、生活用水などがあります。これらの供給に支障をきたすことは、大きな社会問題です。エネルギーについては、オイルショックの際に重苦しい生活不安を経験したところです。この様な状況下には、適切な情報の提供が必要です。また水の需要は、人口の増加・家庭風呂・洗たく機・水洗便所・洗車（自動車）・高層ビルの増加などによって増えつづけていますが、将来の水資源見通しは極めてきびしい状況にあります。これを補うために、節水のすすめや処理水の有効利用について積極的な施策を推進します。

(4)児童福祉と青少年の健全育成

大都市における児童をとりまく社会環境は、公害・交通災害、遊び場や児童福祉施設の量的な不足など、健全な学習や遊びを阻害する要因があまりにも多い。他方、婦人の社会的進出と核家族化の進行、保育観の変化は、保育に欠ける乳幼児、留守家庭児童の増加を招き、社会的保育の必要性を増大させています。

青少年対策では、足立区の青少年非行の実態を真剣にうけとめ、非行を防止するための青少年の望ましい生活環境をつくり、有害な環境の改善をはかるとともに、青少年が組織的・継続的な集団活動や地域活動を通じて、人間的な交流を深め、豊かな情操と正しい社会性を身につけるよう、家庭・学校・地域ならびに関係機関をあげて、多面的な対策を確立していきます。

すべての児童の幸福をはかるために「児童憲章」が制定されて二十七年、また、一九七九年は「国連の児童宣言」の二十年をむかえ「国際児童年」とすることが、国連総会で決定されています。教育・福祉両分野の有機的な連携をはかって、子どものためのより良い環境づくりを積極的に推進していきます。

(5)婦人の活動の保障

戦後、婦人をとりまく社会環境は大きく変化しました。核家族化の進行、教育の普及などが婦人の意識や生活にも大きな影響を与え、育児や家事に専念するだけではなく、職業をもち積極的に社会に参加してきています。地域社会においても婦人の活動への参加がますますふえてきています。しかし、未だ婦人の活動のための諸条件は必ずしも充分とはいえません。

一九七五年の国際婦人年を機に婦人の相対的な地位の向上について、社会的にも気運の高まりをみせています。国連総会は、一九七六年から一九八五年までの十年間を「国際婦人の十年」と宣言しています。そこで、婦人の地位向上と婦人の活動を保障するため、きめ細かな対策をすすめていきます。

みんなで築く幸せなまち

(6)心身障害者の生活の保障と社会参加

心身障害者も健康な人と同じように、教育を受け、働き、社会に参加する機会が与えられなければなりません。そのためには、障害の程度に応じた地域におけるサービス、ライフサイクルに応じた施設の整備が必要です。

心身障害者対策は、在宅医療・リハビリテーション・就労・社会参加など総合的に行なわれる必要があり、社会への適応性の向上をはかるための生活指導、機能回復訓練等の施策の充実と都市施設や公共施設の改良をはかり、障害者の社会参加を可能にするためのまちづくりをすすめます。

(7)高齢化社会への対応と老人福祉

わが国は、今、高齢化社会の入口に立っています。老人問題や高齢化社会への対応は、老人だけのものでも、また行政だけの問題でもありません。〝老いも若きも〟が考えるべき、極めて緊急な問題です。そして、高齢化社会における老人対策の基本は、老人が社会から孤立することなく、社会の一員として生活できるようにすることです。しかし、老人をとりまく社会環境は、生活不安・住宅・就労など極めてきびしい状況にあります。

老人にとっての生きがいは、一人ひとり異なり複雑多様ですが、働くことによって社会参加の自覚をもち、そこに生きがいを感ずる人が多い。老人の就労の確保は、行政にとって重要な課題のひとつであります。また、老人が生きがいをもって社会に参加し、老後の生活をより豊かなものにするため、レクリェーション・学習などの活動への積極的な援助や老人クラブの育成をすすめるとともに、老人相互が地域社会のなかで交流し活動していくための老人福祉施設の建設を推進します。

(8)低所得者対策と保険・年金

足立区の被保護者は、昭和五十三年七月一日現在六千六百世帯、一万三千人強で、保護率も都平均の約二倍に達しています。これらの保護開始の理由の約六十パーセントは、世帯主の傷病によるもので、年齢的には高齢化の傾向を強めています。また、所得段階別の納税義務者数からみた構成も、二十三区総体では八十万円以上の者が五十四パーセントと半数を超えているのに対して、足立区では八十万円未満が五十四パーセントを超えているなど相対的に所得水準の低い階層が多い状況にあります。

低所得者に対する施策は、国や都によるものが多くの部分を占めていますが、福祉事務所を中心に相談・援護の充実や就労への援助や指導をすすめていくとともに、生活保護基準の引き上げや保険・年金制度の充実を強力に求めていきます。

(9)就労対策と勤労者福祉

これからの社会経済は、安定成長に向うといわれていますが、わが国をとりまく国際経済事情など種々の様相は楽観をゆるすものではありません。加えて、高齢化社会への移行に伴う老齢人口の増大や年功序列制度の崩壊あるいは若年・未熟練労働者の失業問題など雇用をとりまく環境はきびしさを増すことが予測されます。さらに、区内には多様な業種に多くの労働者が働いています。そして、その多くが経済変動の波を受けやすい中・小零細企業の従業者でもあります。

こうした状況の中では老若男女・障害者を問わず、すべての区民が安定した生活を送れるよう就労の機会の確保とあっせん、職業訓練を積極的に行なう必要があります。

また、勤労者に対する福祉が、中小企業従事者だけを対象とするものではありませんが、区内の勤労者の圧倒的多数が、中小企業それもかなり零細な企業従事者であり、社会の予盾の多くがこうした階層に集中していることも事実です。

そこで、大企業においては完備しているスポーツ・レクリェーション等の施設や種々の援助などの福利厚生面での格差をうめるための施策をすすめていきます。他方、今日の経済状況下においては、企業主への対策も必要であり、企業体質の改善や高度化、協業化、共同化などへの積極的な援助・指導を行ないます。

4 健康と安全が保障され、安心して住めるまち

(1)健康の保持と保健・医療施設の整備

健康は単に肉体的なものにとどまらず、精神的なものにも及び、健康であることの幸せは、その個人から家庭や職場、地域と大きな広がりを持つものであります。

今日の急激な都市化・工業化などに伴う環境の変化は、公害病・精神障害などの疾病の質や構造にも大きな変化をもたらしています。

しかし、保健・医療施設の不足など区民の健康を守る環境は、必ずしも充分とはいえません。区民の健康増進や疾病予防、医療、リハビリテーションのための機能・体制の整備をはかるため、保健所・保健相談所の整備や内容の充実、高度で専門的な機能をもつ国・公立等の病院の誘致、休日・夜間診療体制を含めた地域医療機関の充実、さらに地域における包括医療の見地から、医療情報の統合化・医療資源のシステム化を進めます。

また、環境衛生・食品衛生などの領域についても、より高度なきめ細かな対応が求められております。それには、衛生思想の普及や検査・指導体制の整備、関係機関等との協力関係の確立につとめます。

さらに、今日的問題としてクローズアップされてきている運動不足病（文明病）にも適切に対応し、病気を治す社会から病気のない社会をめざしていきます。

医療施設の整ったまちをめざします。

(2)区民の生活を守る公害対策

最近における公害現象は、工場・事業所などからの固定発生源や自動車からの排気ガスなどによって直接もたらされる、いわゆる第一次汚染物質によるものから、自動車等の排気ガス、紫外線との化学反応によって光化学スモッグを発生させるなどの二次汚染へと質的な変化を示し、自然の自浄作用をはかるにしのぐものとなってきています。

また、カドミウム・シアン・水銀などの有害物質には、自然の浄化作用を期待することはできません。

足立区における公害現象は一定の改善もみられるが、オキシダントや二酸化窒素などは、環境基準値を上回っており、ことに河川・水路における水質の汚濁は著しく、綾瀬川にいたっては、BODの年平均値で環境基準の約4倍という深刻さであります。

区に寄せられる苦情では、騒音、振動、悪臭などが依然として高率を占めているし、土壌汚染、産業廃棄物、有害ガス等による環境の悪化の問題もあります。

こうしたことから、汚染物質の量的規制、いわゆる総量規制の徹底を国・都に求めていくとともに、監視・指導の強化、公害防止設備等への援助、被害者の救済などを強力に行ないます。

(3)高速道路の環境対策

総延長約16キロメートルにおよぶ2本の高速道路の建設が進んでおり、開通により区内を通過する交通量は一段と増加すると予測されます。

自動車交通による騒音、排気ガス、振動などの車公害と高速道路の構造物そのものが及ぼす日影、電波障害、風害さらには景観の問題など地域に与える影響は大きいものがあります。

そこで、高速道路が及ぼす影響の事前評価の徹底などにより、緩衝地帯の拡大や整備などについて関係当局に改善を求め、地域環境との調和をはかっていきます。

また、区民の生活の利便を考慮して、高速道路の上下空間の新交通システム等への利用も検討していきます。

昭和53年度公害防止ポスターコンクール入選作品
第十六中学校2年森本次美

(4)歩行者の安全対策と交通安全思想の普及

足立区の交通事故の発生は、昭和44年を頂点として減少してきたが、昭和50年からは増加のきざしがあり、全国的な減少傾向、また、「交通安全宣言区」という上から抜本的な解決を迫られています。

交通事故の原因は、道路の未整備による細街路、裏通りへの車両進入、公共交通機関の絶対的不足によるものが大きいと思われます。

このような状況のもとで、交通弱者である歩行者、特に子ども、老人、障害者の安全を確保することが急務であります。そのためには、道路の段階構成による通過交通の排除や歩行者専用道、公園・児童遊園などの遊び場の確保が急がれますが、交通安全思想の普及、交通規制の強化、信号機・カーブミラー等の整備などの施策も強力に進めます。

(5)下水道事業の促進とまちの美化、資源愛護

都市の基盤施設として下水道がありますが、その普及率は他区に比べ格段の差があります。当区にとって、下水道は単にし尿の処理といった保健衛生面や工場・家庭排水から河川の水質を保全するといった目的の他に水害の防止、内水の排除といった大きな目的をもっています。

下水道は都の事業として進められておりますが、その整備の緊急性から枝線敷設については、都の委託を受け、区も一部を施行していますが、さらに積極的な協力・支援体制をとっていきます。

また、人口の増加と消費生活の向上に伴なってごみの排出量は年々増加しています

特に、耐久消費材や建築物の廃材など不燃・粗大ごみの増加がめだっています。

清掃事業は、都において一貫した処理をしてきていますが、清掃工場の一区一工場建設の方針や、地域の実情に合った収集作業の必要性、ごみステーション（ごみ容器置場）対策などの見地から、収集運搬業務については区への早期移管を求めていきます。

また、耐久消費材等のごみ再生利用や不燃ごみ等の生産者回収義務の制度化をはかるとともに、資源愛護運動やごみ減量運動を推進していきます。さらに、まちの景観を良くしていくため、屋外広告物などの自主規制の勧奨や美観、防災上の指導や協定を結ぶなどの施策を進めます。

(6)防犯と風紀の保たれるまち

都市における社会病理現象の中でも、犯罪・非行といった問題は、社会秩序をみだし社会的不安をつくるという点でたいへん大きな問題であります。都市における犯罪は人間相互間の無関心や情緒的結合の欠如、都市のもつ匿名性の問題や、劣悪な居住環境などからくる欲求不満、犯罪を誘発させる環境など様々なものがあります。

また、非行の多くが家庭や学校、社会での孤立化などによっています。

急激な都市化の波に洗われ、環境整備の途中にある足立区にとって、これらの問題解決には困難な要因が多くありますが、地域社会の連帯や地域での自主的な防犯体制、防犯思想の普及や防犯施設の整備をはかるとともに、良好な地域社会をつくるため、好ましくない環境の排除監視や取締の徹底、関係業者への自主規制の勧奨など幅広い区民運動を展開していきます。

(7)地域の実状にあった防災対策

足立区は、四方を河川に囲まれている沖積低地で、最も標高のある舎人町でもAP5メートル程度で、東京湾の平均満潮面より低い地域を多くかかえている、いわゆるゼロメートル地帯であります。

そのため内水の排除は、排水機にたよっており、過去に多くの水害を経験し、現在も地域的には大雨による内水滞留の被害があります。

また、地盤の上からも地震に弱い宿命を負っているうえ土地利用上の地域純化も進んでおらず、木造過密住宅地区を抱え、さらに都市ガスの普及が遅れ、広域避難場所に指定されている地区の多くが、エネルギーをプロパンガスにたよっているということも、きわめて大きな問題であります。こうした状況下で、大震災時に適切な対応を欠くならば、人命・身体・財産など広範にわたって、きわめて大きな被害を被むることが予測されます。

このような災害に対処するために、建築物の不燃化、避難道路や避難広場の確保、堤防護岸の整備、下水道の早期実現など災害に強い安全な都市構造をつくっていきます。

同時に震災時における、次災害を最少限にくい止めるための初期消火対策や避難対策などについて、行政と区民さらに区内の企業や各種法人、関係機関が一体となって、総合的に対処していきます。

21世紀のわたしたちのまち

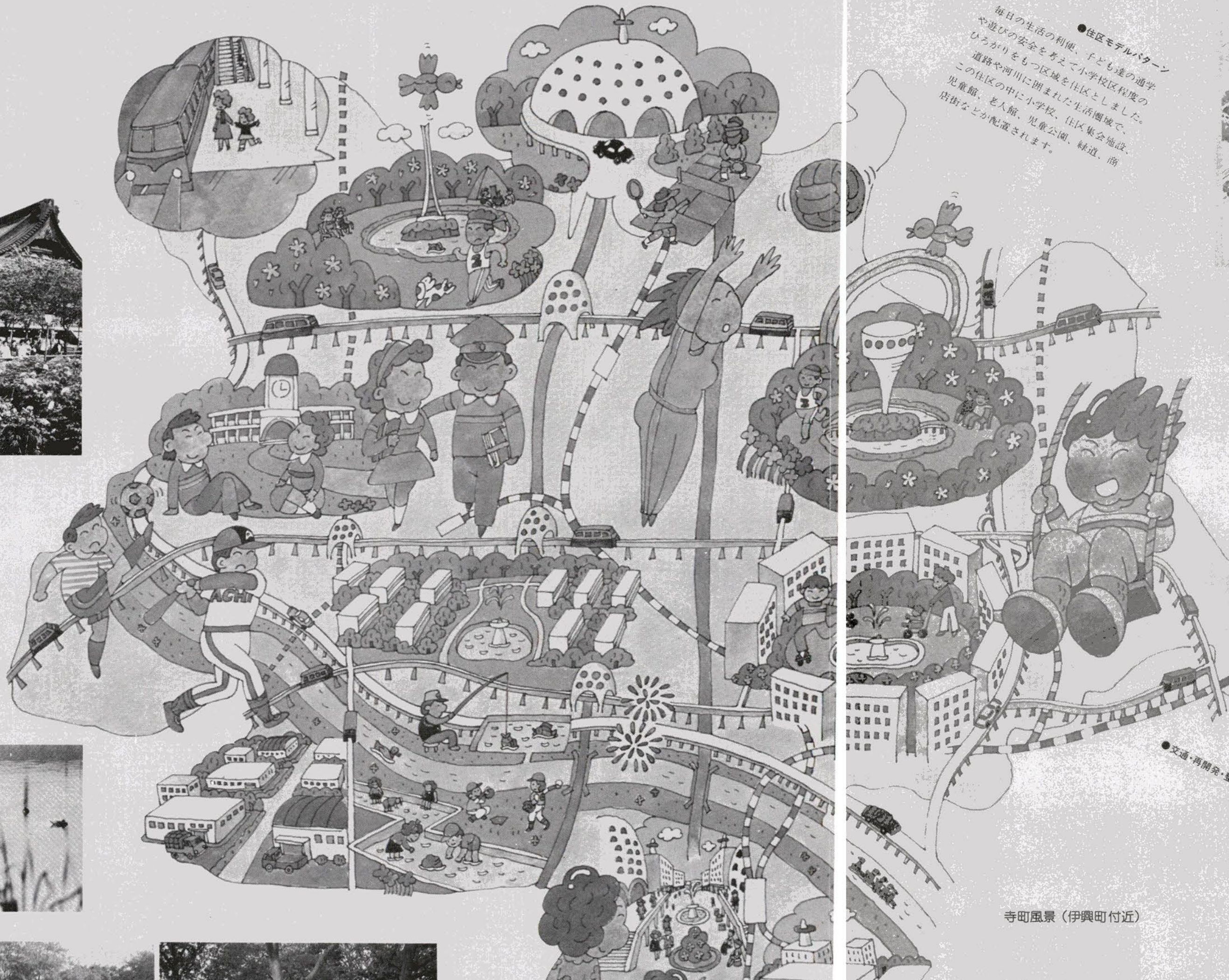

未来に引き継ぐ
緑と水

●住区モデルパターン

毎日の生活の利便、子ども達の通学や遊びの安全を考えて小学校区程度のひろがりをもつ区域を住区としました。道路や河川に囲まれた生活圏域で、この住区の中に小学校、住区集会施設、児童館、老人館、児童公園、緑道、商店街などが配置されます。

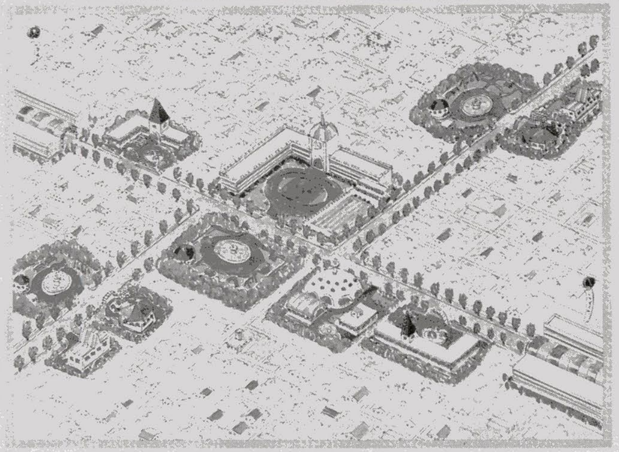

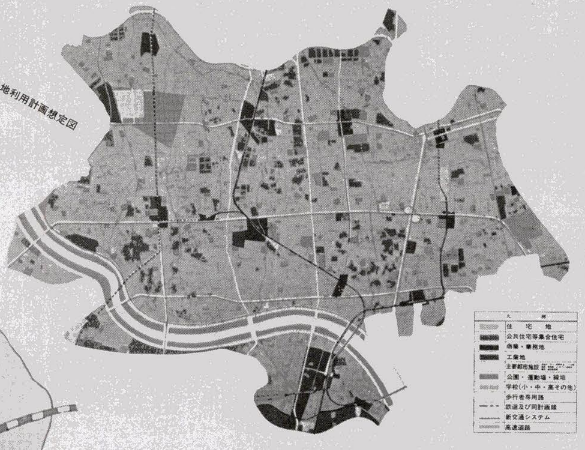

●土地利用計画想定図

凡例
住宅地
公共住宅等集合住宅
商業・業務地
工業地
主要都市施設
公園・運動場・緑地
学校（小・中・高その他）
歩行者専用路
鉄道及び同計画線
新交通システム
高速道路

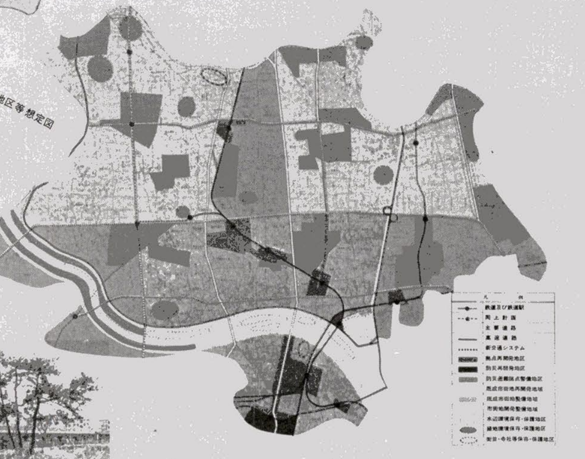

●交通・再開発・整備地区等想定図

凡例
鉄道及び鉄道駅
同上計画
主要道路
高速道路
新交通システム
拠点再開発地区
防災再開発地区
防災避難拠点整備地区
既成市街地再開発地域
既成市街地整備地域
市街地開発整備地域
水辺環境保存・保護地区
緑地環境保存・保護地区
街並・寺社等保存・保護地区

西新井大師

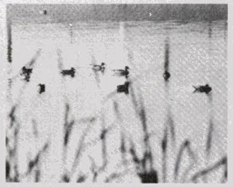

野鳥の天国 荒川

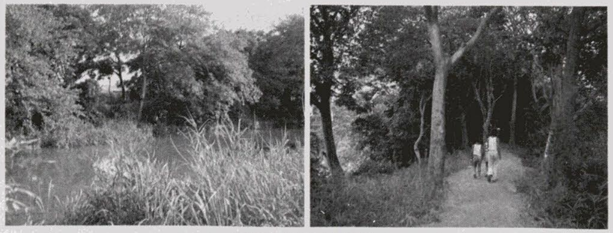

緑豊かな垳川と遊歩道

寺町風景（伊興町付近）

白旗塚

5 交通施設のととのった便利なまち

1 鉄道網の整備・サービスの向上

区内の東部地域、西部地域には、鉄道の駅勢圏外にある部分が広く存在しており、不安定なバスサービスや自転車等による不便な日常生活をおくっている区民も多くいます。

こうした地域も既に市街化は進んでいることから、区西部地域への鉄道誘致、地下鉄9号線車庫線の延伸、地下鉄8号線の早期完成等、鉄道整備による利便性の確保をはかっていきます。

鉄道網の整備と同時に、鉄道の混雑緩和のための輸送力の増強、運転間隔の短縮、急行列車の区内駅への停車、身体にハンディキャップをもつ人への配慮などサービスの向上をはかるとともに、朝夕のラッシュ時など危険な状態にあるホーム、階段など駅設備の改善、駅前広場の整備、鉄道利用者の自転車対策、鉄道高架下の利用（開放）などについて関係機関に強力に働きかけていきます。

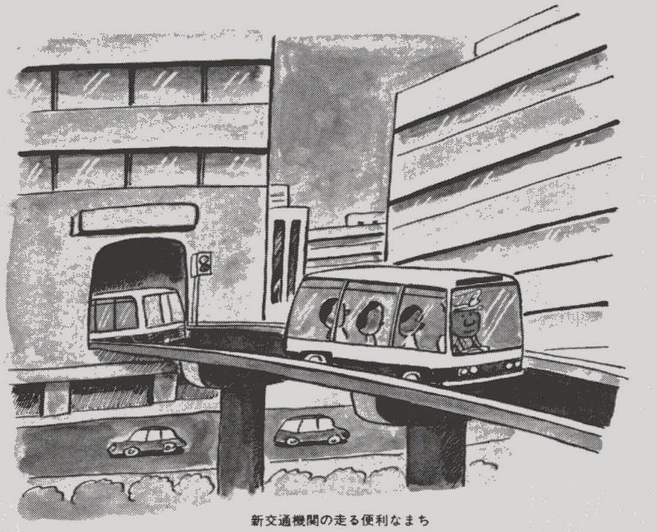

新交通機関の走る便利なまち

2 バス路線網の整備とサービスの向上

区民の日常生活の利便性を確保するため、鉄道の駅勢圏やバス停への歩行距離圏を超える地区へ、バス路線網を整備します。

また、バス路線があっても運転間隔がまばらであったり早朝・夜間の運行がおこなわれていない路線の運行サービスの向上をはかるとともに、地域の需要に対応した、ミニバス・デマンドバスの導入も検討していきます。

同時に、身体にハンディキャップをもつ人への安全・利便について、サービスの向上をはかります。

こうした、路面公共交通機関の整備のため、早急に主要道路の整備を行ないます。

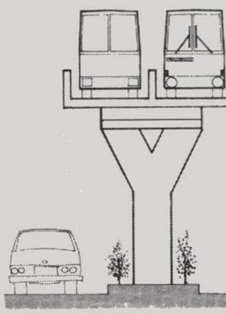

新交通機関図解

3 新交通システムの導入

都市生活の多様化、高度化に対応して、公共輸送機関のサービスの向上をはかるため安全性、利便性、低公害性などの点から、地域の状況にあった新しい交通システム（鉄道輸送を補完する輸送機関）の導入を検討していきます。

また、こうした新しい交通手段の検討と合わせて、ヨーロッパ等の先進都市で実施されている公共交通機関の連合化、共通運賃制、ゾーン運賃制など交通をめぐる総合的な環境改善や総合交通体系を確立するための検討をいたします。

4 幹線道路と道路段階構成の整備

足立区の道路率は23区の中では低位にあり、道路網の整備されていない市街地や、消防活動や災害時の安全も保障されていないような道路事情にある市街地も多く存在しています。

こうしたことから、地域の安全性の確保、大量輸送機関を補完する交通機関の整備、下水道事業の促進や地域環境整備、経済・産業活動の円滑化などのために、道路網の段階的構成と、その整備、促進をはかります。

同時に、駐車場、自転車置場、バス交通施設など道路交通に関連する施設の整備をはかっていきます。

6 歴史や風土を愛し、豊かな教育が保障され、文化の創造できるまち

1 就学前教育の保障

近年の幼児の体位向上はめざましく、第22回中央教育審議会の答申でも就学年齢の引下げ問題が提起されています。

これらを背景に、人間形成の基礎をつくる就学前教育の重要性を認識し、教育の機会均等を保障する観点から、すべての幼児に教育の機会と場を提供していきます。

このため、教育施設の整備、幼稚園と保育園との一元化の検討、幼稚園の公・私立格差の是正などとともに、就学前教育に果す家庭教育の役割を認識し、その明確化をはかっていきます。

2 義務教育環境の整備と教育内容の充実

足立区の義務教育施設は、過去、大量の公団住宅等の建設による児童・生徒の急増に対処するため教室の確保に追われ、その量において小学校75校、中学校32校と公立では都内の最高となっていますがさらに地域によっては、学校の新設が必要です。

こうした一方で、一部の地域の学校では空教室やクラス編成上の問題も生じ、学校規模等において地域的にアンバランスな状況を呈しています。

また、学校によっては、主要幹線道路を横断するなど通学の安全上の問題もあります。

こうしたことから、通学路、町区域、児童・生徒数、幼稚園・保育園その他の施設との関係を考慮した学区域の適正化を進め、必要に応じて学校の移転・統合・新設・小中学校の配置替などを行なっていきます。

教育内容については、ひとりひとりの児童・生徒の能力や個性を最大限に伸ばし、社会の発展に寄与する自主性、創造性、社会性に富んだ人間を育成するための諸施策の充実をはかります。

また、小中学校は、PTA活動や学校開放などを通じて地域とのかかわりに極めて強いものがあります。

そこで、学校施設を地域へ開放することを前提とし、施設や環境の整備を積極的に進めていきます。

3 心身障害児教育の充実

すべての障害児に適切な教育を保障しようとする、学齢児の全員就学の考えは、憲法や教育基本法に定める教育を受ける権利の保障であり、基本的人権尊重の立場からも当然のことであります。

昭和52年3月の「足立区立学校心身障害教育検討委員会報告」では、児童・生徒の障害が複雑多様化するなかで、心身障害教育の内的・外的条件整備の緊急性がさけばれ、心身障害教育に関する基本的な考えとして、

① すべての学齢児に教育を保障し、一人ひとりの児童・生徒の能力が十分発達できるようにすべきである

② 家庭・社会・学校が一体となり、緊密な連携のもとに教育がなされるべきである

③ 児童・生徒が生活への喜びをもち、自ら障害を克服し、社会的自立ができ、生きがいをもちうるように努め、そのための教育条件を整備すべきである

④ 就学前の教育にあたっては、その必要性、重要性にかんがみ、早期に適切な治療、訓練、指導ができるように必要な措置を講ずべきである

⑤ 卒業後の進路指導については、福祉、労働等の諸機関と連携し、幸せな社会生活が営まれるようにすべきである

と、5つの基本方針がうちたてられています。

これらのひとつひとつを早期に実現していきます。

また、病弱児童等に対する教育の場として養護学園がありますが、これを整備し、機能の充実をはかります。

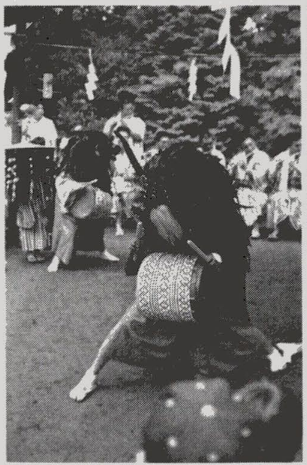

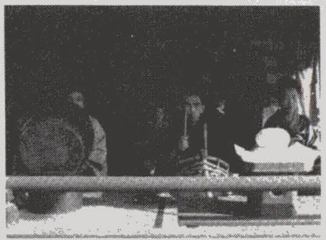

大鷲神社しし舞い　島根ばやし

鹿浜しし舞い　みのわばやし

4 高等学校の確保と高等教育機関の誘致

足立区の高等学校進学率は約93パーセントで、全国的な義務教育化の傾向と軌を一にしています。

現在足立区には、公私あわせて11校の高等学校がありますが、区立中学校32校と比較し、また、今後の高等学校進学者の増加を考えたとき、現在の高等学校での収容は困難であります。

このため、高等学校増設について都に強力に働きかけ、区内での高校教育の確立をはかります。

大学などの高等教育機関は当区に皆無であり、62万という人口規模からも、その誘致は大きな課題であり、区民の一大関心事でもあります。

区内に、こうした教育・研究の場をもつことは、区民の教育・文化・学術面へ大きな影響を与えるものでありますし、区政への協力等の面でも大きな役割が期待されます。

5 文化財の保護と郷土芸能の継承

足立区は、隅田川以東で古代遺跡をもつ唯一の区であり区内に数多くの史跡・旧跡があり、貴重な文化財も少なくありません。

しかし、都市開発により破壊されるなど、充分に保存されていない現状にあります。

また、区内には、お囃子や獅子舞などの伝統ある郷土芸能も多くありますが、これも後継者、維持運営経費などの問題をかかえています。

これら先人の残した歴史的遺産を適切に保存し、継承し活用することが必要です。

そのために、区文化財の指定や保護、保全への援助、郷土資料館の建設、遺跡の顕彰などの施策を積極的に進めます。

6 文化施設の整備と文化活動の援助

都市社会は、文化的芸術的な雰囲気のある、そこに住む人々にやすらぎと豊かな生活の場を提供するものでなくてはなりません。

また、都市の魅力としての街なみ、ショッピング街、盛り場といったものに、さらに文化的芸術的な要素が備わっていなければなりません。

地域における文化施設は、そこに住む人々が文化活動に参加するための「広場」であり、創作活動や文化の交流、鑑賞の機会の「場」でもなければなりません。

そこで、地域における集会施設や学習の場の整備、図書館、公会堂、音楽堂といった施設の整備や文化活動を高揚させるための援助など、区民文化形成の基盤整備を積極的に進めます。

学校は地域のための施設でもあります。

7 余暇の場の整備と社会教育・体育の振興

今日、余暇生活は、〝余った暇〟といった古い思想から国民福祉の重要な部分であり積極的な権利であるといった認識に変りつつあります。

また、社会そのものが週休二日制の普及や労働時間の短縮の促進などによって、多くの自由時間をもち得る環境に変ってきています。

こうした中で、人々は余暇においても自由な、主体的な多様な生活能力を必要としておりますが、こうした能力が不十分なままむかえる余暇の増加は、商業資本に乗った金銭的消費的レジャーや享楽的なものにはしりがちになります。

このため、余暇環境整備の中でも最も重要な日常生活圏における施設の整備や、余暇活動の育成助長をはかるとともに、従来、家庭と職場にのみ直結していた勤労者を地域活動に向け、地域社会の健全な発展をはかります。

また、ややもすれば個別的な行政目的にのみ視点が限定されがちであった社会教育、体育、文化、勤労者福祉などの行政領域を有機的に結び、余暇行政を強力に展開します。

土地利用構想

安全で快適な生活環境をつくるために

基本構想の将来像を具体化するためには、区の限られた土地の適切な保全と活用が、何をおいても必要です。

この基本方針は、区の全域における土地の総合的かつ計画的な利用をはかり、安全で快適な生活環境をつくるための基本的方向を明らかにし、都市計画や各種施設配置など、具体的な土地利用を決定するうえでの指導・調整理念としての役割をはたすものです。

1　都市環境の整備、保存、開発について

(1) 開発が進行中の地域について

区内の北東部、北西部あるいは淵・江北地区等は、未利用地・農地の多い地区が存在し、また、土地区画整理事業の行なわれていない地域などもあって、今後ますます開発が進行していくことでしょう

これらの地域の中には、防災上の避難場所として指定されているものも多く、その機能を保持していくことが必要です

そのために、農地の集約保存ができる「特定土地区画整理事業」や「住宅街区整備事業」など、地域の実状に応じた諸制度を活用して、良好な都市環境づくりを推進いたします

(2) 既成市街地について

千住、小台・宮城、新田地区および、環状七号線以南の中央部（本木・興野・関原・梅田・梅島・足立地区等）などは、密集した市街地でしかも建物用途が混在しています。

これらの地域では、建物用途の純化、道路・公園等の都市施設の整備を強力にすすめ、建物の不燃化の促進と合わせて、防災的なまちづくりをすすめる必要があります。そのため、面的な不燃化・公共空間の確保をはかる「市街地再開発事業」、道路整備のできる「居住環境整備事業」、過密住宅地の解消のための「過密住宅地区更新事業」、不良住宅の解消をはかる「住宅地区改良事業」、修復型の環境整備が可能な「住環境整備モデル事業」や、周辺地区も含めた公共施設整備を行なう「公営住宅建替事業」などの有効適切な活用をすすめます。

(3) 防災的な土地利用について

足立区は、きわめて防災上弱い状況にあります。

そこで、避難道路やブロック地域を囲む計画道路等の早急な整備と拡幅を行ない、また、公園・緑地や公共施設と不燃建築物群の有効な組合わせにより防災拠点をつくり出していきます。

防災拠点づくりや、焼け止まり線確保のためには、防災に強いまちづくりを目的としている「総合技術開発プロジェクト」（建設省）、「遮断帯事業」（消防庁）等の有効な活用や、防火地域の拡大を推進していきます。

2　交通体系と土地利用の整合性について

足立区は、区の西部および北東部に鉄道駅勢圏外の地域を大きくかかえており、利便性を高めるために、大・中量の交通機関の誘致は急務となっています。

こうしたことから、西部地域では都市計画道路放射十一号線への地下鉄七号線分岐線の敷設、北東部地域では、地下鉄九号線車庫線の営業化および北上延伸、また、鉄道の補完や東西交通の上から、環状七号線、都市計画道路放射十一号、補助九一号・一三六号・二六一号・二五六号などへの新交通システムの誘致が必要となりますが、いずれも道路整備、幅員の拡大が必要です。

今後の交通体系と土地利用は、鉄道駅周辺には商業地・業務地として中高層化をはかり、外周部は低密度の住宅地として、良好な市街地の形成をはかっていきます。

3　住宅地について

区民が安心して生活のできる、やすらぎとうるおいのある住宅地を形成していくために、開発が進行中の地域では、土地区画整理事業を積極的にすすめ、都市基盤の整備された低層の住宅街を形成するため、地域特性に応じた規制・誘導を行ないます。

既成市街地では、土地利用変更に合わせた用途指定をきめこまかに行ない、用途の純化をはかりつつ、生活環境の整備された防災に強い不燃住宅街をつくり出していきます。

公営等の集合住宅については、公営住宅の建替、新設団地、民間マンションの進出など今後も増加していくと考えられますが、関連公共施設整備との整合や地域の環境整備に貢献するように土地利用を配慮していきます

特に既成市街地では、防災避難広場や火災延焼の遮断帯としての役割が充分はたせるよう配慮していきます。さらに、周辺の住宅地との融和や高層住宅の上層階での犯罪の問題などから、規模、形態についても配慮し、独立住宅となじみやすい、低層接地型の集合住宅を導入していきます。

4　商業地・業務地について

消費者の区内滞留をはかるため、北千住地区は商業地として、その役割を強化する必要があります。そこで再開発等による多面的な整備をはかります。また、東京北部の交通上の要衝でもある点を考慮して、業務地化もすすめていきます。

竹の塚、西新井地区は、区内中央部の商業核として発展するよう、商業上の環境整備をはかります。

鉄道整備に伴う新たな駅周辺には、地域の利便性を確保するための商業核の形成をはかります。

区民の日常生活を支える近隣商店街については、各地域の利便性の確保をはかるとともに、地域社会の形成要素として捉え、商業上の環境整備をはかります。

中心的な商業地・業務地、鉄道駅周辺の商業地、地域の近隣商店街をそれぞれの役割に応じて配置し、就業機会の拡大、商業振興、区民の利便性の確保をはかっていきます。

5　工業地について

足立区の工業は大きく変化しつつあります。河川沿いの比較的大きな工場の移転がめだつ一方で、内陸部への靴、鞄、サンダル、衣服、プラスチック製品製造等の小規模工場の進出がきわだっており、こうした状況を好ましいまちづくりの観点から制御していく必要があります。

そのため、河川沿岸等の工業地域（移転跡地）へ都市環境と調和できる企業の誘致や、中小企業の集団化を促進してまいります。

また、住工混在地域での環境整備をはかるため、街区規模程度でのきめこまかな土地利用指導を行ないます。

6　流通用地について

足立区における最近の卸売業種の増加は著しく、また、入谷・舎人地区に北部流通業務団地が建設されたことによって、一層の増加が予測されます。

卸売業等の流通部門業種は、流通業務団地の周辺、高速道路のランプ付近、主要幹線沿いに今後の進出が考えられます。そこで、これについて適切な誘導をはかり、区内での就業機会の拡大にむすびつけてまいります。

7　農業地について

現状の農地は、宅地などに分断され点在しています。このような状況での農業基盤の維持は困難なものがあります。

しかし、量的にも少なくなっている農地は、区全域が市街化している状況の中で、きわめて貴重な存在であります。都市内農地は、農地本来のもつ生産の役割と同時に、花畑・佐野・舎人地区等防災空間としての意義、あるいは緑地・空地としての役割も高く、積極的な保存・保護策が必要であります。

そのために、農地の交換、分合等による集約化など農業生産基盤の整備、農業用水の確保や農地の保存・保護のための補助・援助制度を早急に確立してまいります。

8　拠点再開発について

駅前地区および防災上の拠点として、北千住、五反野、竹の塚西口、西新井、綾瀬の各駅前地区と、千住橋戸地区、国道四号線沿いの千住地区を対象に拠点再開発をすすめます。

駅前地区に関しては、駅前広場の整備、歩行者優先の買物空間の整備、物資の搬入路の確保、街路樹等による緑化、噴水、池などの水と親しめる施設の導入、自転車置場、駐車場の整備等をすすめます。

9　地区構成および公共施設の配置について

公共施設の配置や生活環境の整備、コミュニティ活動の展開を目的として、従来、小学校区程度のひろがりを地域社会の一応の単位として考えてまいりました。

しかし、地域での区民の具体的な活動やつながりは、もう少し小さな単位（町会、自治会等）で一旦吸収あるいは調整され、その上でコミュニティや、さらに広い地域社会へと拡大されていくものであります。

こうした実態を踏まえて、地区の構成は、「基礎住区」、「住区」、「ブロック」の3段階構成といたします。

公共施設は、日常生活の利便、学童の通学や遊びの安全性、施設の性格や規模等を考慮して、区民が地域の中で行き届いたサービスを受けられるように配置してまいります。

公共施設の配置パターン

区分	全区対象	ブロック（広域地域）	住区（小学校区）	基礎住区
教育・文化	教育センター 教育相談所 中央図書館 社会教育センター 青年館 文化会館（区民ホール） 婦人センター 美術館・博物館 総合スポーツ施設（総合体育館・総合運動場）	高等学校・中学校 地域図書館（地域図書館分館） 地域社会教育館 地域スポーツ施設（地域体育館・運動場・プール等）	小学校 学校施設の開放 住区集会施設 学校体育館・プールの開放	幼稚園 集会所 └民有（町会・自治会）等
社会福祉	心身障害者福祉センター 老人福祉センター		児童館 学童保育室・図書室・学習室 老人館	保育園
広場	森林公園等	地域公園・近隣公園	児童公園・児童遊園 校庭開放	子どもの広場 緑のコーナー
その他（行政機関等）	産業会館 消費者センター 結婚式場 斎場 園芸センター 福祉事務所 保健所・保健相談所 土木工事事務所 備蓄倉庫（水防倉庫）	区出張所 公園管理事務所	警察官派出所	ゴミステーション（ゴミ容器置場） 小消防施設

10　ブロック別の土地利用目標

（主要施策と整備方向）

〔第1ブロック〕＝千住橋戸防災再開発や牛田・関屋駅周辺の工業・業務地化の推進、北千住駅周辺ならびに国道4号線沿いの再開発、千住大川町、千住柳町などの木造密集宅地の改良などがあり、これらを合わせて副都心機能の強化をはかります。

ブロック界及びブロック番号

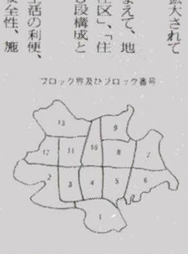

なお、商業・業務地化にともなって生ずる空洞化（夜間人口の減少）を防ぐため、中高層住宅の建設を進め、6万8千人程度の人口を維持していきます。

〔第2ブロック〕＝小台・宮城新田・江北・堀之内を主軸に工業地区とし、都営住宅など中高層住宅と公園・緑地などの配置の整合性をはかって、地域内に防災拠点をつくり出していきます。こうしたうえで、5万人程度の人口を想定します。

〔第3ブロック〕＝道路・公園などの整備を最重点に、都営住宅・公社住宅など不燃住宅群と、良好に保たれている農地の整合性をはかって防災空間を確保し、5万1千人程度の人口を想定します。

〔第4ブロック〕＝西新井駅を中心とした商業・業務・交通拠点地区としての再開発を推進します。

また、住工混合地域に対する街区内土地利用指導、建物の不燃化、公園・運動場の整備を行ない、住宅・商業・工業の並立地区とし、6万人程度の人口を想定します。

〔第5ブロック〕＝不燃建築物と公園・運動場などの整合性をはかり、中央本町・青井地区を中心に防災拠点化を進めます。

また、五反野駅周辺の再開発、足立地区の過密住宅地区の改良と公共空地の確保、西綾瀬・弘道地区の街区整理などを進め、住宅・文教地区とし、6万2千人程度の人口を想定します。

〔第6ブロック〕＝綾瀬駅前地区の商業拠点化、北綾瀬駅（仮称）開設に伴う周辺整備、東綾瀬公園・中川広場を中心とした防災避難広場の整備や堤防の緑化・遊歩道化などを進め、住宅・商業地区として6万1千人程度の人口を想定します。

〔第7ブロック〕＝農地や公共用地と都営住宅群との整合性をはかっての防災拠点化、中川・垳川沿いの環境保全、地域商業拠点の形成などをはかるとともに、未利用地を活用して、公園・運動場などの公共施設の整備を行ない、住宅・農業保全地区とし、4万7千人程度の人口を想定します。

〔第8ブロック〕＝公園・運動場など集合住宅との整合性をはかっての防災拠点化、住工混合地区での街区内土地利用指導、スポーツ・文教施設（高等教育機関の誘致）の整備、地域商業拠点の形成などを進め、住宅・スポーツ・文教地区として、5万人程度の人口を想定します。

〔第9ブロック〕＝土地区画整理組合からの引継公園を利用した特色ある公園づくり、防災避難広場の確保、堤防護岸の整備や遊歩道化、地域商業拠点の形成などを進め、良好な住宅地区形成と農地の保存により、4万1千人程度の人口を想定します。

〔第10ブロック〕＝島根・六月・西保木間地区の街区整備を積極的に行ない、緑地の保全を進め、良好な住宅地区として、5万9千人程度の人口を想定します。

〔第11ブロック〕＝耕地整理地内の宅地化に伴う問題から、土地区画整理事業の促進、公団住宅と公園等との整合による防災拠点化、竹の塚駅西口再開発、大師前駅周辺の再開発を進め、全体としては中低層の良好な住宅形成をはかり4万6千人程度の人口を想定します。

〔第12ブロック〕＝比較的大きい単位で残っている未利用地を利用して高等教育機関の誘致を進め、良好な住宅・文教地区として、4万4千人程度の人口を想定します。

〔第13ブロック〕＝舎人公園の整備、農地・緑地・歴史的地区の保全・保護、流通センター・市場に付随する企業の秩序ある配置、舎人地区での商業拠点の形成、土地区画整理事業の推進をはかって、流通業務、住宅、農業集約地区とし、6万1千人程度の人口を想定します。

土地利用構想の実現はこうして…

土地利用構想を具体化する手法としては、都市計画法による地域地区制が最も重要な施策と考えられます

用途地域制は、市街地内において同一地域に多様な機能が混在することの不都合を解消し、同一用途の建物をその用途にふさわしい地域に集め、日常生活や経済活動を良好に保っていくためのものであります

地域地区制を有効適切に活用し、土地利用の方針に添ったまちづくりを進めていきます

良好な土地利用、市街地形成への誘導をはかるためには、法的・制度的な誘導・規制策と同時に、将来にわたる公共施設の整備や全区的な土地利用の均衡を保つため、また、開発利益の公平な還元をはかるため、開発・再開発に関する事業主体に公共機関が参加することが考えられます。

特に、鉄道等の交通機関が整備された場合、その沿線での急激な開発が行なわれる可能性があります

これら新しく開発される地区に関しては、区の積極的な関与と同時に、開発公社等事業の主体としても参加し、良好で計画的な市街地化への誘導を行なう必要があります。

市街地の再開発事業については、駅前広場、道路、公園等公共施設整備が求められている地区が多いので、区も積極的に参加していきます

現行あるいは将来予定される市街地再開発事業や都市施設整備に関する事業制度を、各地区の状況に応じて活用し、公的な補助を受けながら、公共施設の整備された良好な市街地の形成をはかります

区内には、小規模な工場・事務所・営業所などと住宅が混在する地区が広く存在しています。このような地区の整備には新たな事業手法や制度の確立が必要です

また、小規模住宅地に関する指導要領、宅地開発ならびに中高層建築物等の建設に関する指導要綱の一層の充実等により、不良市街地の形成を未然に規制していきます。

都市内の環境保全機能や災害時の避難広場確保のため、農地に対して区独自の助成を行ない農地の保存をはかります

生産緑地法により税制上優遇される農地や、東京都農業緑地の保全に関する要綱に基づいて奨励金が支給される農地もありますが、これらに該当しない農地も多くあります

それらについては、区登録農地制度の設置等、積極的な保存策を早急に行なっていきます

少ない農地を大切にしましょう。

住・工・商の混在する地域は居住機能と生産機能とが結びついた地域であります

また、この地域は、道路・小規模公園・ポケット広場等の公共施設が少なく、居住性や建築基準法による道路の接道の適性を欠く過密地域であります

そこで、街区内の土地利用の指導を行なうために、街区内のゾーニングを行ない「街区内更新事業」（仮称）といった施策を検討していきます

区内には、保存・保護優先の方針を採用すべきであろうとみられる地区や建築物として、樹林、河川・水路、野鳥の棲息地帯の自然環境、文化財、由緒ある農家や寺町等の建物や街並み、中川や荒川などのレクリエーション地があります。

今後は、区民のかけがえのない財産であるこれらの自然や歴史的な環境を保存・保護するために、区の独自指定を行なうなど、より積極的な保護策を導入します

区長公選制や保健所の区への移管など、一連の区自治権拡充の中で、都市計画法、建築基準法などについても改正が行なわれましたが、都市計画に関する区の権限は極めて制限されたものであります

これについて、区への権限の移譲を国・都へ求めていきます。

また、建築基準法関係についても、さらに権限の拡充を求めてまいります。

基本構想の将来像を実現していくには、道路、公園や住区（コミュニティ）施設、保育所、幼稚園、学校などの施設整備や防災都市づくりのための事業用地の確保など、用地の取得が最大の課題となります。

今後これらの事業用地として長期的には九百ヘクタール程度が見込まれます

用地確保には、財政上大きな制約がありますが、用地確保が基本構想実現の基礎であることを認識し、計画的に先行取得してまいります。

そのため、起債制度や民間資金を積極的に活用するとともに土地開発公社の設立について検討していきます

行財政の展望と実施への方策

行政は区民全体の奉仕者としての強い認識にたち、区民の意思を区政に反映させていかなければなりません

それには、区民の意思を絶えず的確に把握するとともに住民参加の保障と住民自治の原則にたった民主的な行政運営が必要です

そこで、住民参加の推進、広報広聴活動の充実、問題解決型の柔軟な組織の運営、人事委員会の独自設置等自主的人事運営制度の確立、事務処理の簡素化・合理化や施策相互間の調整機能の充実などを進め、基本構想実現へむけて「総合的計画的な行政運営システムの確立」をはかります。

基本構想実現のためには、財源の確保が極めて重要です。

しかし、経済の高度成長から低成長への移行や、地方財政の危機が叫ばれるなど、厳しいものがあります

区の財政もこの困難な局面の中で、区民の多岐にわたる行政需要にこたえるため、自らの創意と工夫により独自の方向を見い出していかなければなりません。

それには、将来に向って区民負担の公平を期するような、長期的展望にたった財政運営を行なうとともに、自主財源の確保をはかるため、税財源の再配分と適正化が是非必要です。

こうしたことから、中・長期の財政計画の樹立、財源の重点的配分や効率的執行、長期的なまちづくりのための土地開発公社の設立、コミュニティ・ボンド、愛区債など民間資金の活用を積極的に進めます。

基本計画・実施計画の策定と区民の協力

基本構想を実現していくにあたって、区行政が主体的役割をはたさなければならないことはいうまでもありませんが、この構想に描かれた将来像を達成していくためには、区民がこの基本構想を充分に理解し、自らのものとして日常の社会的経済的活動を行なっていく必要があります。

この基本構想は、21世紀をめざす長期的展望にたったまちづくりの憲法という性格から、望ましい将来像とその基本的方針を示したもので、個々の施策について具体的な内容やその目標年次などを財源との関係をも含めて組みたてたものではありません。

従って、現実の区の行政運営の指針としては、おのずから限度がありますので、これを補完し、基本構想の実効性を確保するため、目標水準を設定した10年程度の期間をもつ「基本計画」と、個々の事業を実施（予算）に結びつける「実施計画」を策定していきます。

基本構想が区の施策の基本方針を定めるとともに、まちづくりにあたっての区民の役割をも強く求めるという上からは、施策の進捗状況はもとより行政側の情報を積極的に公開し、広く区民の意見や要望をとり入れて実施していきます。

住民参加についても、その課題や制度的な面について研究をかさねる必要がありますが、問題ごとに、区民、専門家、区によって構成する協議会、研究会などを組織し、問題解決にあたっていきます。

わたしたちのまちを住みよくするための区民憲章です。

さらに、区民が自らのまちを愛し、住みよいまちにしていくために「区民憲章」を制定し、これを推進していきます

国・都などへの要望

基本構想は、真の区民福祉の確立という上から、区の権限や行政領域をこえて、将来像や基本的施策などを定めています

従って、その事業量や範囲は、膨大多岐にわたり国、都などの協力援助がなければ、その実現は極めて困難であります。

そこで、国、都などの直轄事業の促進はもとより、国、都などの施設の極めて少ない現状から、病院や大学、また広く都民や隣接の市民を対象とするような教育、文化施設など、国、都の施設を積極的に誘致していきます

さらに、基礎的自治体優先の事務配分を原則とした、都区機能分担の明確化と区への権限移譲、都市計画や環境保全のための総合的な土地対策、財政権確立のための税財政制度の改善など、現行財政制度の抜本的な改正を、国、都に強く求めていきます。

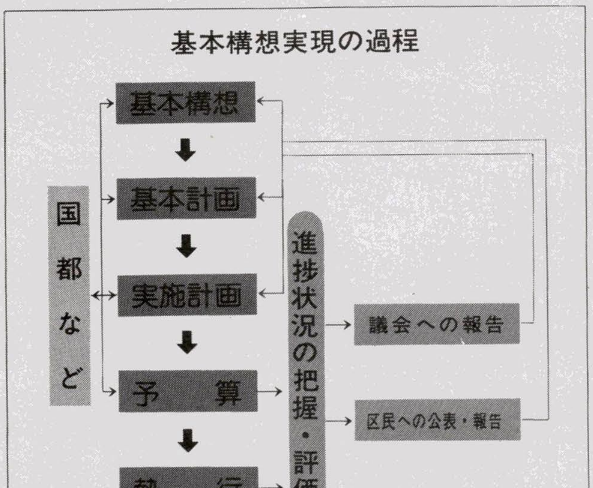

まちづくりのためのキャッチフレーズを募集します

区では、基本構想が議決、制定されたことにより、この構想の実現にむけて全力をあげます

そのため、足立区の望ましい将来像を現実のものとし、ひとつひとつの事業に結びつける基本計画を策定するなどのしごとを今後すすめて行きます

今回は、これらのしごとをすすめて行くにあたって、二十一世紀にむけてのまちづくりをあらわす標題（キャッチフレーズ）を募集します

望ましいあすの足立区をめざし実施するものです。多くの区民のみなさんのご応募をお待ちします

〈募集要領〉

◆募集内容
- 足立区の将来像を象徴する標題
- 二十一世紀にむけてのまちづくりをあらわす標語

◆応募の対象
区内に在住、在勤する人

◆応募の方法
- 官製ハガキに「キャッチフレーズ」を一編記入して下さい
- 住所・氏名・性別・職業を合わせて記入して下さい

◆締切
- 昭和五十四年二月二十日

◆応募先
- 足立区千住一・五・一
足立区企画部企画課「キャッチフレーズ募集担当」

◆発表その他
- 昭和五十四年三月に審査会を実施し、四月に「区のお知らせ」紙上に発表します
- 特賞一編、入選三編、佳作十編に記念品を贈呈します
- 特賞については、今後のまちづくりのための施策のキャッチフレーズとして利用します

◆その他
- キャッチフレーズ募集についての問い合わせは
- 足立区企画部企画課「キャッチフレーズ募集担当」電話八八二・一一一一、内線七七

〝ぼくたち わたし達の夢〟募集しています

基本構想の議決、制定を記念して、「足立区の将来をえがく作品」を募集しております

◆図画募集……区内小学生を対象に、二十一世紀の足立区の姿やまちの姿をえがいたもの。

◆作文募集……区内中学生を対象に、二十一世紀の足立区の姿、望ましいまちのあり方、望ましいまちづくりのための区政への要望などを内容としたもの。（四〇〇字詰原稿用紙五枚以内）

なお、作品募集の詳細については、足立区企画部企画課「作品募集担当」、電話八八二・一一一一、内線七〇五